

第3回 空手道 みなせ杯大会 要項

(R0)

1. 大会目的

道場内での普段の稽古の成果を試すとともに、オープンな大会として志を同じとする近隣空手道場との親睦を深め、共に空手道技術の向上を図ることを目的とする。

2. 大会日時及び会場

- 1) 日時 2019年4月14日(日) 午前8時30分 集合・9時 開始
2) 会場 秦野市立堀川小学校・体育館
〒259-1305 秦野市堀川 105-3 TEL 0463-88-4809

3. 主催

松濤館流空手道 後藤塾

4. 競技種目及び選手区分

1) 幼児	男女混合	形	・	組手	
2) 小学生1～2年生	男女混合	形	・	組手	
3) 小学生3～4年生	初級・男子の部	形	・	組手	
4) 小学生3～4年生	初級・女子の部	形	・	組手	
5) 小学生3～4年生	上級・男子の部	形	・	組手	
6) 小学生3～4年生	上級・女子の部	形	・	組手	
7) 小学生5～6年生	初級・男子の部	形	・	組手	
8) 小学生5～6年生	初級・女子の部	形	・	組手	
9) 小学生5～6年生	上級・男子の部	形	・	組手	
10) 小学生5～6年生	上級・女子の部	形	・	組手	
11) 中学生	初級・男子の部	形	・	組手	
12) 中学生	初級・女子の部	形	・	組手	
13) 中学生	上級・男子の部	形	・	組手	
14) 中学生	上級・女子の部	形	・	組手	
15) 高校生以上	初級・男子の部	形	・	組手	
16) 高校生以上	初級・女子の部	形	・	組手	
17) 高校生以上	上級・男子の部	形	・	組手	
18) 高校生以上	上級・女子の部	形	・	組手	
19) 40歳以上	上級・男子の部			組手	※1
20) 35歳以上	上級・女子の部			組手	※1

(初級：4級以下, 上級：3級以上 ※2)

※1 新設

※2 級位は2019年1月1日時点, 学年は2019年4月とする

5. 競技規定

後述「試合規約」に従う。

6. 競技方法

1) 組手試合は下記内容によるトーナメント方式。

- ①幼児：基本一本約束組手(上段・中段)
②小学1～2年生：基本一本約束組手(上段・中段・前蹴り)
③小学3年生以上(初級)：基本一本約束組手(上段・中段・前蹴り)
④小学3年生以上(上級)：自由組手(一本勝負)

※組手試合は全員拳サポーターを着用する。

自由組手は胴当てとマウスピースを着用すること。

2) 形試合は紅白戦によるトーナメント方式。

※演武する形は「試合規約」に明記していない形でもよい。

また、同じ形を1回戦から決勝戦まで演武してもよい。

3) 入場、退場時の礼は「試合規約」に明記する二礼に統一する。

7. 表彰

各種目の第3位までメダル、第4位までは賞状を授与。

参加選手全員に参加賞を授与します。

8. 大会参加資格

当大会主催道場の会員、または参加道場の会員であること。

9. 大会参加費

1人 2500円。(形・組手いずれか1つの出場でも 2500円です)

10. 大会協賛金

なし。

11. 大会参加申し込み

1) 期日 2019年3月8日(金) 必着

12. その他

参加選手は各参加道場で必ず**スポーツ保険**に加入して下さい。

道場単位で誓約書に参加選手全員の署名・捺印を行い大会当日までに大会事務局に提出して下さい。

参加道場毎に参加、および入賞ポイントを加算し最高ポイントの道場は表彰します。
参加人数によっては競技種目を変更する場合があります。

大会事務局

後藤啓治 携帯電話：090-1768-3766

PCメール：shotokan_karate_hadano@yahoo.co.jp

試合規約

第1章 総則

第1条 目的

本規約は、試合の円滑かつ公正な運営を図ることを目的とする。

第2条 本規約の適用

(1) 本規約中、試合とは次の大会をいう。

①空手道 みなせ杯大会

第3条 参加者の心得

試合は、空手道精神に基づき、相手を尊重し、自己の最善を尽くし、正々堂々と為さねばならない。

第4条 その他

本規約に定めなき事項に疑義を生じた場合は審判長の決裁を経て処理するものとする。

第2章 試合の運営

第1条 試合の開催

(1) 試合を開催する場合、主催者は、試合の実施要綱を参加者および関係者全員に告知して、これを行なわなければならない。

(2) 試合の開催に当たっては、次の要員を適宜配置しなければならない。

①計時員

②記録員

③進行員

④大会公認医師

⑤救護員

(3) 試合の開催に当たっては、次の要員をおかななければならない。

①監査員

②審判長

③審判員

第2条 監査員

(1) 自由組手試合に1名の監査員をおく。

(2) 監査員は、次の事項に関して所定の監査を行なう。

①審判員資格の適正

②選手資格の適正

③規約の遵守

(3) 監査員は、次の場合、審判員、計時員、記録員等に対して、適切な指導または指示を行なわなければならない。

試合続行中に中断すべきことが発生した場合は、直ちに笛を吹き措置をしなければならない。

①試合運行中に規約に反することが生じた場合

②監督から異議申し立てまたは質問が試合を中断すべきことと判断した場合。

(4) 監査員は、反則に関するのみ審判員協議に参加できる。

(5) 監査員は、監査の結果、記録に変更が生じる場合は、その内容を承認し公式記録の結

果を確認しなければならない。

- (6) 監査員は、必要に応じて審判員や関係者に説明を求めることができる。
- (7) 監査員は、所定の資格を有する者の中から、その大会の審判長が任命する。

第3条 審判長

- (1) 審判長は、当該大会全ての試合を統括し、公正かつ円滑な試合運営を図る。
- (2) 審判長は、次の場合適切な指導または決定を行わなければならない。
 - ①規約に反し、または公正を欠くと認められる行為があった場合
 - ②審判員から助言を求められた場合
 - ③規約に定めなき事項に疑義を生じた場合
 - ④試合中に事故が生じた場合
- (3) 審判長は試合運行上必要と認めた場合、審判員と協議のうえ、試合環境域内にある者に対して、次の措置をとることができる。
 - ①指導
 - ②退場
 - ③失格
- (4) 審判長は、失格の期間及びその範囲を、審判員と協議のうえ、これを決定し該当者あるいは該当団体代表者へ文書で通達する。
- (5) 審判長は、当該主催団体の指名する者がこれに当たる。必要に応じて副審判長をおくことができる。

第4条 審判員

- (1) 審判員は、試合を運行し判定を行なう。
- (2) 審判員の権限は、担当する試合環境全域に及ぶことができる。
- (3) 試合の判定及び指示は、審判員によってのみ行なわれ、何人もその決定を覆し、あるいはこれに直接異議を申し立てることができない。
但し、監査員の権限が発動される場合はこの限りではない。
- (4) 主審は、試合場において試合を司り、且つ勝敗を判定し宣告する。
- (5) 副審は、試合場で主審を補佐し、主審に判定の意思表示を行なう。
- (6) 審判員は、所定の審判員資格を有する者の中から、主催団体が委嘱する。

第5条 選手

- (1) 主催団体は、試合の参加資格を満たす者に対して、特に理由のない限り、その出場を拒むことができない。あるいは、その出場を強要してはならない。
- (2) 試合に参加する選手は、当該大会主催道場の会員、または大会参加道場の会員たることを要する。但し、非会員であっても当該大会に参加意思を示す者は、主催する実行委員会において所定の手続きの上、参加要件を満たしていることが認められた場合は、この限りではない。

第6条 計時員

計時員は、試合時間の計測を行い、所定の要領で主審に通告する。

第7条 記録員

記録員は、試合経過と結果を記録または公示し、必要に応じて主審に通告する。

第8条 進行員

進行員は、選手役員との諸連絡や試合進行を司り、試合運行の円滑化を図る。

第9条 大会公認医師

- (1) 大会公認医師は、各大会役員協議の上、選出する。
- (2) 大会公認医師は、審判長と協議し、試合続行が不可能と認められる場合、試合を中止させ、「棄権」させることができる。

第10条 救護員

救護員は、選手の負傷、急病に対処し、試合の安全な運行に努める。

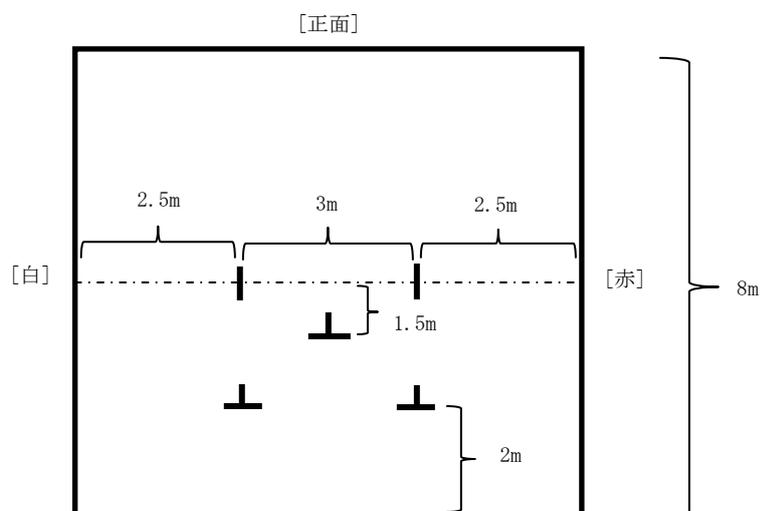
第11条 服装

- (1) 選手は、装飾のない白の空手衣を着用し指定された範囲内の服装をしなければならない。
 - ①大会実行委員会で認められた識章は、上着の左胸に付けてもよい。
 - ②上着の袖丈は前腕の中程から手首までとし、外側への袖まくりをしてはならない。内側へ折り曲げたものはよい。上着の長さは、帯締め後の状態で大腿の中程までとする。女子は上着の下に白無地等のTシャツ等を着用すること。ズボンの裾丈は、下肢の3分の2から踵が見えるまでとし、外側へ裾まくりをしてはならない。内側へ折り曲げは袖と同様である。
 - ③紅白試合時には、準備された赤の紐を胸部に巻き標識とする。
 - ④相手に負傷を誘引または不快を与えるような身支度であってはならない。爪は短くし、髪は清潔且つ自然色であり、試合の妨げにならない長さでプラスチック製、金属製の髪止めとリボン等の装飾具は使用できない。ゴムバンド及び布紐はよい。
 - ⑤医療用矯正具としての、金属性歯列矯正具、ソフトコンタクトレンズは、如何なる負傷に対しても自己の責任の範囲で使用できる。但し、組手試合時のメガネは使用禁止。形試合時のメガネは使用可（演武の妨げにならないように装着する）。
 - ⑥負傷によるサポーター、包帯、テーピング等は、相手に負傷危険のない範囲で主審の許可を得て許される。
 - ⑦石膏、木製、硬質プラスチック、金属製等硬度の高い材料の保護具、矯正具、補強具の装着を禁止する。
 - ⑧特に定めなき場合、所定の安全具を使用しなければならない。
- (2) 選手は、前項の定めるもの以外、いっさい身につけてはならない。また、服装に違反があった場合、試合出場するためには直ちに所定の服装に正さなければならない。但し、審判長が必要と認める場合は、この限りではない。
- (3) 審判員及び監査員は、各道場で制定する所定の服装を着用しなければならない。
- (4) 役員及び係員の服装は、統一性を保ち場内においてはっきり識別できるものとする。

第12条 試合場

- (1) 試合場は、一辺が8メートルの正方形とし、幅4~5センチメートルの線の外縁をもって区画する。
- (2) 組手試合場は、中央に3メートルの間隔で、各々1メートルの平行線を引いたものを試合開始線とする。原則として、試合場の正面に向かい、左を白線、右を赤線とする。
- (3) 形試合場は、正面に向かって中央に3メートルの間隔で、中央から後方に2メートルの位置に「T」の字の線を引いたものを試合開始線とする。開始線の長さは70センチメートルとし、中心より縦に35センチメートルの線を引く。

- (4) 試合場は水平面とし、板、樹脂、畳、ウレタンマット等を使用する。
- (5) 正面に向かって、中央から 1.5 メートル後方に 50 センチメートルの線を引き、主審位置を表示する。



第 13 条 試合種目

- (1) 試合種目は、次の各々個人戦をおく。

①組手試合

- ・ 約束組手 (基本一本, 自由一本)
- ・ 自由組手

②形試合

第 3 章 組手試合

第 1 条 基本一本組手試合方法

- (1) 入場 および退場

- ①入場時：呼ばれた選手は試合場の外で立礼しその場で待つ。主審の指示で開始線まで進み、お互いに立礼をする。
- ②退場時：試合終了後、開始線でお互いに立礼し、試合場を出た後に立礼をする。

- (2) 試合開始

- ①主審の「始め！」の指示により、赤から定められた順序に従い攻防を開始する。
注：赤より上段、中段、前蹴の攻撃を全て行ない攻防を交替する。
- ②防御する側は自然体、攻撃する側は右足を引いた下段払い(前蹴りの場合は前屈立ち)の姿勢から行う。
- ③双方とも、拳サポーターを着用のこと。
- ④組手の間合いは、直立した状態で手を伸ばし相手と拳一つの距離とする。
ただし、安全のため幼児の部と小学 1~2 年の部 (ベスト 8 まで) の間合いは 1 メートル空ける。
- ⑤三位決定戦は行わない。優勝者に負けた者が三位、準優勝者に負けた者が四位とする。

- (3) 攻撃技

- ①上段追突き (順突き) - 三日月、人中に対する直突き
- ②中段追突き (//) - 水月に対する直突き
- ③中段前蹴り (後脚) - 水月に対する前蹴り
注：以上全て右手・右足で行う。
- ④攻撃者は、相手と正確な間合いを取り、脚を後ろへ引き下段払いの姿勢に構え、仕掛ける技を相手に対し明瞭に告げ(上段!・中段!・前蹴り!)呼吸をはかり攻撃する。

但し、前蹴りの攻撃時は前屈立で腰を正面に向け、両手は両側面に下段払いの姿勢で構える。

- ⑤一本の攻防が終わるたびに、互いに合わせ、攻撃者は前脚を引き、防御者は後脚を前へ戻し一旦自然体に戻り攻防を繰り返す。

注：双方の間合いが不適當と思われるときは、主審が（副審もアピール可）正確な間合い（直立した状態で手を伸ばし相手に触れる位の距離）を指示する。

(4) 防御技

- ①受け技の種類、捌き等その使用は自由とする。
②反撃の方法は種類、目標部位も自由であるが、極め技は一撃とする。

(5) その他

- ①攻防ともいずれも一回限り、一撃のみとしやり直しは認めない。また、気合は攻防とも技を掛ける時一回だけとする。

(6) 判定

- ①優劣の判定は、主審1名・副審4名で構成する審判員にて行う。判定は紅白の優劣を必ず付けること。

(7) 禁止事項

－攻撃技に関して－

- ①手を動かしてから（フェイントや奇声を発したり）技を掛けることを禁ずる。
②体当たりの攻撃を禁ずる。後足の引きずりは、一足を目安としオーバーな攻撃には、直ちに主審が（副審もアピール可）注意し判定の材料とする。
③自然体の相手に対し真正面へ正しく、定められた目標部位に技を掛けなければならない。したがって、相手が動く方向を見定めて、始めから斜め前方へ仕掛けることは禁ずる。
また、順突き攻撃で送り出す運足は、相手の自然体の両足の内側へ踏み込み出すよう、あくまで基本の運足で行うこと。

- ④順突きは、上段・中段共直突きであり、したがって、無理な押さえ突き等を禁ずる。
⑤順突きの突き手を、直ちに引き戻すことを禁ずる。

－防御反撃に関して－

- ①受け以外の極め技を相手に当てることは禁ずる。
②連続技・足払い・投げ技・関節技は禁ずる。
③腕受け（外受け）の場合に、相手の肘関節を受けることは、相手に対して障害を与えることになるので注意を要する。基本どおり相手の手首を受けること。
④揚げ受けの際、相手の体勢を崩すような無理な引っ掛けを禁ずる。
⑤腕受け（外受け）の際の、押さえ込みを禁ずる。
⑥反撃の突き手を、直ちに引き戻すことを禁ずる。

－反則及び注意事項－

- ①禁止事項を犯した場合には審判員が協議のうえ、その程度に応じ「警告」「注意」「反則」あるいは「失格」を宣告する。

第2条 自由一本組手試合方法

(1) 入場 および退場

- ①入場時：呼ばれた選手は試合場の外で立礼しその場で待つ。主審の指示で開始線まで進み、お互いに立礼をする。
②退場時：試合終了後、開始線でお互いに立礼し、試合場を出た後に立礼をする。

(2) 試合開始

- ①主審の「始め！」の指示により、双方とも開始線より前方に構え攻防を開始するが、

一本の攻防が終わるごとに定位置に戻る。

注：赤より上段、中段、前蹴の攻撃を全て行ない攻防を交替する。

②攻防の構えは自由であるが、少年部は両手を体の前に出す構えが妥当であろう。

③全ての攻防が終了したら定位置に戻り、お互いに立礼をし判定を待つ。

④双方とも、拳サポーターを着用のこと。

⑤三位決定戦は行わない。優勝者に負けた者が三位、準優勝者に負けた者が四位とする。

(3) 攻撃技

①上段追突き（順突き）－三日月、人中に対する直突き

②中段追突き（〃）－水月に対する直突き

③中段前蹴り（後脚）－水月に対する前蹴り

注：以上全て右手・右足で行う。

④攻撃者は、相手と正確な間合いを取り、仕掛ける技を相手に対し明瞭に告げ（上段！・中段！・前蹴り！）呼吸をはかり攻撃をする。

注：双方の間合いが不相当と思われるときは、主審が（副審もアピール可）正確な間合いを指示する。

(4) 防御技

①受け技の種類・捌き等の使用は自由とする。

②反撃の方法は種類・目標部位も自由であるが、極め技は一撃とする。

(5) 注意事項

①攻防ともやり直しは認めない。

②気合は、攻防とも技を掛けたときの一回のみとする。

③攻撃者は、攻撃の間合いに入ったら瞬時に攻撃を行うこと。間合いに入っているのになかなか攻撃しない場合があるので注意を要する。

④防御者が必要以上に間合いを取り、逃げ回ることはいないように。

⑤牽制（フェイント）は認めないので注意すること。

(6) 判定

①優劣の判定は、主審1名・副審4名で構成する審判員にて行う。判定は紅白の優劣を必ず付けること。

(7) 禁止事項

－攻撃技に関して－

①間合いを無視した体当たり攻撃。

②突き技を直ちに引き戻すこと。

③攻撃技を相手に当てること。（反則につながる）

④反撃技を受けたり、かわすこと。

⑤相手を掴むこと。

－防御反撃に関して－

①場外に3回以上出ること。（警告・注意・反則）

②出合いをとること。

－反則及び注意事項－

①禁止事項を犯した場合には審判員が協議のうえ、その程度に応じ「警告」「注意」「反則」あるいは「失格」を宣告する。

第3条 自由組手試合方法

(1) 入場 および退場

①入場時：呼ばれた選手は試合場の外で立礼しその場で待つ。主審の指示で開始線まで進み、お互いに立礼をする。

②退場時：試合終了後、開始線でお互いに立礼し、試合場を出た後に立礼をする。

(2) 試合開始

①組手試合は、試合場内において所定の試合時間内、2名の選手がお互いに攻防の技を自由にかけあい、その優劣を競うもので次の方式をおく。

- ・「一本勝負」、試合時間内で一本先取りを競う。
- ・試合時間内で勝負が決まらなかった場合は、主審1名・副審4名で構成する審判員にて判定を行う。判定は紅白の優劣を必ず付けること。

②試合において、突き、蹴り、打ち等の技はよく制禦され、且つ、その技は加撃できる余裕のあるものでなければならない。

- ・加撃とは、攻撃技が制御されていなく、その結果相手に過度に衝撃を与えてしまうことである。
- ・加撃できる余裕とは、攻撃技が目標の急所寸前で極められることである。目標の急所寸前とは技の効果が有効な距離の範囲であり、制御された技の相手への軽度の接触は許される。

③三位決定戦は行わない。優勝者に負けた者が三位、準優勝者に負けた者が四位とする。

(3) 反則

①試合では次の事項を禁止する。

- ・技が制御されずその結果、相手を負傷させる攻撃技の行為及び加撃をすること。技が突き抜ける、あるいは振り回すような攻撃行為もこの範囲に入る。
- ・危険な投げ技を行なうこと
頭部、背部から落下する受身のできない投げの行為もこの範囲に入る。
- ・時間を空費しあるいは積極性に欠け相手に技をかけさせない行為をすること
相手に抱きついたり、負傷を装う行為や誇張する行為もこの範囲に入る。
- ・挑発的な言動や相手を揶揄する言動をすること、また、審判の指示に従わない行為をすること
- ・「やめ」または「場外」の宣告があった後、故意に技をかけること
- ・頭突きによる攻撃行為をしたとき
- ・眼に対し貫手等使用部位が指先による攻撃行為をしたとき
- ・危険な関節技や金的に対する攻撃行為をしたとき

②前項の一つに該当する禁止事項を犯した場合、次の判定がなされる。

- ・明らかに禁止事項を犯したが、その程度が軽微であり、相手にも損傷のない場合、「警告」を宣告する。2回目は「反則注意」または「反則」となり、「反則」の場合は、相手選手の勝利が宣告される。
- ・禁止事項の行為が重大または悪質であり、あるいは相手選手に相当の損傷が見られる場合は、段階を踏まず一回目であっても「反則注意」あるいは「反則」が宣告される。

③当該大会で、反則負けを宣告された者は、以後の組手試合に出場はできない。形試合には出場できる。

反則者には1回に1本の赤テープを上腕袖部に巻くことが義務付けられる。

④主審が反則を宣告した時、記録係は指定の記録用紙に記録し、審判長に提出する。

(4) 場外

選手の身体の一部が試合場の外に接触した場合、「場外警告」が宣告され、2回目で「場外注意」、3回目で「場外反則」となり、相手選手の勝利が宣告される。

また、技の取得直後に両者が場外に出た場合は、技の取得が優先される。

(5) 無防備

①次の場合、「無防備警告」、「無防備注意」または「無防備反則」が宣告される。

- ・相手の技が当たった場合でも、明らかに当てられた選手自身の無防備状態に帰するものであると認められる場合、双方に「無防備」と「反則」の警告、注意、反則が

宣告される。

- ・相手選手の技が当たらない場合でも、主審が危険であると判断した場合「無防備警告」「無防備注意」または「無防備反則」となり、「無防備反則」の場合は、相手選手の勝利が宣告される。

(6) 失格

失格は、試合場にいる全ての関係者に対し、いかなる段階も踏まず、宣告することができる。

① 次の場合、審判長と当該審判員で協議の結果「失格」が宣告され、相手選手の勝利が宣告される。

- ・主審の指示に従わないとき
- ・空手道精神に反する言動があったとき
- ・試合続行が好ましくないと認められるとき
- ・「失格」を宣告された選手は、それ以後当該大会の組手、形試合には出場できない。
- ・主審は、選手に失格を宣告した後、失格の協議決定内容を記録係に通告する。記録係は、その記録を指定の記録用紙に記録し、審判長に提出する。

②形試合にも適用する。

(7) 棄権

①試合集合時の呼び出しに不在の場合、選手側自ら不出場あるいは試合続行の中止を申告した場合、主審は当該選手あるいは団体に対し棄権の宣告をする。

②合を棄権した場合、相手選手の勝利が宣告される。

③場条件を満たしているにも関わらず故意に棄権した場合、以後の当該大会全ての種目に出場できない。

④形試合にも適用する。

(8) 負傷

①試合中に選手が負傷した場合、主審は医師の意見を聞き、医師の判断と手当ての措置が済むまで試合を中断させる。その結果、試合続行が不可能と認められる場合は、審判員の協議により「棄権」とし、反則以外の場合は、相手の勝利が宣告される。選手双方がともに負傷し、試合続行不可能になった場合、試合を終了させ、判定を行なう。

②反則での負傷の場合の「棄権」宣告は、反則者への「反則」負けを同時に意味する。反則者が、既に「技有り」の優位性を持っていても、この「棄権」判定によりその権利を失う。

③大公認医師は、審判長と協議し、試合続行が不可能と認められる場合、試合を中止させ、「棄権」させることができる。以後の組手試合は出場できないが、形試合には医師の許可を得て出場できる。

(9) 試合時間

①試合時間は、1分30秒間とする。但し、当該大会実行委員会において決められた時間を優先する。

②試合時間は、主審の「始め」または「続けて始め」の号令の合図から、次の「やめ」または「場外」の号令の合図までの間とし、試合が中断している時間は、これに含まない。

第4条 組手試合の監査員及び審判員

組手試合に、次の監査員及び審判員を置く。

- ①監査 1名（自由組手試合のみ）
- ②主審 1名
- ③副審 4名

第5条 組手試合安全具

- (1) 拳サポーター
 - (2) マウスピース（透明） ※自由組手時
 - (3) 胴当（ボディプロテクター） ※自由組手時
- それぞれの安全具は各道場で認められたものとする。

第4章 形試合

第1条 形試合方法

- (1) 入場 および退場
 - ①入場時：呼ばれた選手は試合場の外で立礼後、そのまま開始線まで進み、お互いに立礼をする。
 - ②退場時：試合終了後、開始線でお互いに立礼し、試合場を出た後に立礼をする。
- (2) 試合開始
 - ①主審の「始め！」の指示により、紅白2名の選手が同時に形の演武を行ない優劣を競う。
 - ②演武する形は次の中から選手が自由に選択することを原則とするが、当該試合要項を優先する。
平安初段、平安二段、平安三段、平安四段、平安五段、鉄騎初段、鉄騎二段、鉄騎三段、抜塞大、観空大、燕飛、慈恩、十手、半月、岩鶴、抜塞小、観空小、珍手、雲手、明鏡、王冠、壮鎮、二十四歩、五十四歩大、五十四歩小。
 - ③三位決定戦は行わない。優勝者に負けた者が三位、準優勝者に負けた者が四位とする。
- (3) 判定
 - ①優劣の判定は、主審1名・副審4名で構成する審判員にて行う。判定は紅白の優劣を必ず付けること。

第2条 形試合の審判員

形試合に次の審判員を置く。

- ①主審 1名
- ②副審 4名